活動組織規約の改正対応の例

　（目的）

|  |
| --- |
| 第３条　活動組織は、第４条の構成員による農地維持活動又は資源向上活動若しくはそれらに資する活動を通じ、○○○○に存する農用地、水路、農道等の地域資源**及び農村環境の保全**  **並びに水路・農道等の施設の長寿命化**を図ることを目的とする｡ |
|

（総会の権能）

|  |
| --- |
| 第８条　総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。  一　農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。  二　 資源向上活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。  三　**農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の収支決算に関すること。**  四　活動組織規約の制定及び改廃に関すること。  五　その他活動組織の運営に関する重要な事項。 |
|

（資金）

|  |
| --- |
| 第14条　活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たってはそれぞれ区分して経理する。  **一　農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金**  **二　その他の収入** |
|

（財産の管理）

|  |
| --- |
| 第22条　資源向上活動により更新又は新たに設置した施設については、財産管理台帳に記録し、適正に管理するものとする。 |
|